

SUPPORT NEWS

あなたの想いを、私の想いをかたちにしたい・・・
地域福祉の観点からだれもが自分らしく生きていける社会を目指します。

NPO法人 地域福祉サポートちた

も く じ

- 「わろてんか」的コミュニケーション 1P
- 第2期 ちた未来塾 報告会 2P
- コミュニティリーダー研修 2P
- プロボノ 報告会 2P
- 福祉資格講座 講師インタビュー 2P
- 会計基準の一部改正のポイント 3P
- 貸借対照表の公告に伴う定款変更 3P
- インフォメーション 4P

「わろてんか」的コミュニケーション

この時期の事務局は、事業報告や決算に向けた会計報告や予算作成に大わらわです。そして**5月29日（火）の通常総会**に向けた資料準備も同時並行で進めています。

昨年6月の代表交代から早9カ月が過ぎようとしています。最近では、地域包括ケアシステム構築に関連する研修事業や相談を受け、知多半島圏域に広がったNPO現場や市民活動の生の声を届け、ネットワークの必要性を共に考える機会が多くなっています。



市内27カ所の地域包括支援センター職員対象に全7回研修を実施

豊田市地域ケア地域会議運営支援業務は、中学校区を第2層として配置された生活支援コーディネーターを対象に、地域資源の把握や地域課題の理解、及び地域住民への働きかけ

の手法を学ぶ研修を実施してまいりました。同市における生活支援体制整備事業は、元気な高齢者をはじめ、担い手として住民主体の活動やNPO、介護保険事業所、社会福祉協議会等の多様な主体による多様なサービス開発し、高齢者を支える地域の体制づくりを進め、生活支援・介護予防サービスの充実を図っていくことを狙いとしています。研修を振り返り、地域の慣習も含め住民と向き合い合意形成を図る難しさを痛感しながらも2年間の研修を通して「やるべきこと」を共有することができたと思います。

一方、まちづくりの方針を示している知多市や大口町では、住民自ら地域を快適に住みよくなる地域自治組織を小学校圏域で結成し、組織役員の

リーダー研修と同時に、まちづくりへ横展開するための多様な主体とのマッチングを試みています。



大口町では、地域振興課と健康生きがい課の両課企画による「まちづくり座談会」を地区ごとに開催中。任意参加のため担当者は「来てくれてありがとう」と来場者へ満面の笑顔で声掛けをしています。コーディネートを誰が担うにしても、まちづくりの仕組みと豊かなコミュニケーションの両方が必要です。

第2層協議体＝地域自治組織とする大口町は、地区単位のグループで地域資源を確認

「声掛け」と言えば、手づくりカフェAda-codaを支えるコーディネーターもひたすら笑顔で人を引き寄せています。登録シェフの属性を尊重し、感謝と評価と慰労を混ぜ合わせ、彼らのモチベーションを保つよう日々奮闘しています。市野恵

第三者組織評価の結果報告

第三者書面組織評価の結果、当法人の組織運営状況について、非営利組織評価センター(JCNE)の定める基礎評価基準による評価通知を次の通り、ご報告申し上げます。

- 第三者評価決定日:2018年1月11日
- 評価結果:23基準(雇用あり)につき
全て基準を満たしている
- 評価対象:当法人が提出の定款・規約・
マネジメント運営過程の記録書面

■知多市 第2期 ちた未来塾 報告会

1月14日、第1期塾生による総合司会の下、卒塾式及び報告会が知多市市民活動センターにて行われ、塾生のほか一般参加も含めた50人が参加した。



塾生と一緒に、未来への提案を出し合う参加者ら

まちの未来への提案を考えようと、ワークショップでは、本塾での学びや気づきを出し合った。多世代でまちの未来を考える場が欲しい、誰でも参加して体力測定ができるスポーツ大会をやりたい、本塾の情報発信したい等、塾生自ら他者とのかかわりを広げようとする試みが提案された。1、2期の若者がいろんな想いを少しずつ結び付けながら自分らしさを表現し始めている。

て地域やまちづくりへ関わる一歩へつなげることを目的にしている。今回参加したプロボノの年代は20～70代、現役企業人、企業OB、行政職員、ボランティア活動の8人が3チームに分かれ、団体支援活動を行った。新年度も4月から支援希望団体を募集する。(竹内)

【プロボノ振り返りより抜粋】

- ・知多市がよりよくなる活動であれば協力していきたい。
- ・今後も地域貢献という意味で私のスキルを活かした支援をしていきたい。
- ・自分のスキルが活かせて団体が喜んでくれることに生きがいを感じる。



知多市カタール友好交流会の支援活動の様子

■知多市コミュニティリーダー研修

知多市まちづくり促進事業が2月3日、コミュニティ役員を対象に研修会を開催した。

地域役員がサロンを身近に感じ、役員退任以降も地域へ自主的に関われるきっかけづくりになるよう、知多市の現状、市内サロンの2事例を紹介した。その後、コミュニティ毎に「地域に欲しいサロンとその機能は？」をテーマにグループで意見交換を行った。

参加者から「自分なりの関わり方で楽しんでいる様子が分かった」「サロン運営者は人として魅力あふれる方々。役員を外れても自地域や他地域のサロンへも行ってみたい」との前向きな意見が多く、サロン活動者の自由な発想に共感を寄せる機会につながった。



市内サロン11団体と第2層生活支援コーディネーターが地域役員と顔合わせ

のサロンへも行ってみたい」との前向きな意見が多く、サロン活動者の自由な発想に共感を寄せる機会につながった。

■知多市プロボノ 報告会

知多市まちづくり人材育成事業「市民活動団体プロボノ派遣事業@知多」を昨年10月からスタートし、3月3日に報告会を迎えた。普段、地域と関わりづらい現役世代の会社員や自営業者が、プロボノ(仕事上の経験やスキルを活かしたボランティア活動)として、知多市市民活動センター登録団体の運営支援を行うもので、支援活動を通し

福祉資格講座 講師インタビュー

介護職員初任者研修 担当 戸田 愛さん



「福祉」「介護」の世界での仕事をするようになったのは、看護学校卒業後、入所施設で看護師として働き始めた頃。もともと看護業務の中でも「療養上の世話～日常生活の支援～」が好きだったこと

や高齢者も障害者も地域で「ふつうに暮らす」という理念が広がり始めたこともあって、看護だけでなくもっと広い視野をもちたいという気持ちになり、大学の社会福祉部へ入学。そこで介護に対しての「単なる世話」というイメージがガラッと変わり、介護が大切にしている考え方「本人主体」「自己決定」のもつパワーに惹かれていった。

医療も介護も日常生活で弱い面がさらけ出されている状態でのおつきあいであるが、介護は相手の生き方そのものを受け入れ、相手を信じる力から本人も気づかないような力を引き出すことができる。相手を信じる力は、介護する側にとっても「人としての魅力」を高めていくことにつながる。

介護はマイナス面で捉えられることが多いが、本来、介護する側もされる側も「しあわせ」であることが大切であると考えている。介護を通して自分や周りも「しあわせ」と感じられる人との関わり方を、資格講座を通して広めていきたいと笑顔で語った。(関)

■NPO法人会計基準の一部改正のポイント

2月17日あいちNPO交流プラザにて (N) ボランティアネイバーズ主催「NPO法人の役員報酬・役員給与に対する会計と税務」に参加、活動計算書・注記および労務に関するポイントは次の通り。
(安藤、江端)

1. NPO法人会計基準における役員報酬・給与

① 会計基準改正の目的

法人役員に委任する業務執行の対価を明確にさせ総会などで承認を行うと共に、情報開示による役員自己都合による管理を防ぐことが目的。

② 役員への人件費の支払

NPO法人の役員は「理事」と「監事」。役員と法人は委任の関係だが、監事の職務は監査に限定されるためスタッフ兼任は禁止されている。監事の人件費支払は「管理費 役員報酬」のみ。一方、理事にはこの制限がないため、事業に従事した場合の人件費を「事業費」、法人運営管理にかかわる部分は「管理費」に計上する。どちらも勘定科目は「役員報酬」を使用する。

③ NPO法による報酬を受けた役員報告

NPO法に該当する役員報酬は管理費に計上するため、「役員報酬の支払いの有無」は管理費に役員報酬として計上された役員を所轄庁へ報告する。

④ NPO法人会計基準の改正

NPO法人に限らず、役員やその近親者、役員の関係会社を通じて社会的信頼を損なう取引に対して透明性を持たせるよう、不公正なお金の流れをチェックできるよう改正された。

役員の人件費のうち何らかの理由によって役員報酬で計上されていない支払や役員親族に対する人件費の支払いは注記へ取引の内容を示す必要がある。ただし、スタッフが少人数のため、注記により個人が特定されてしまう場合は「給与手当には使用人兼役員分も含まれていますが、支給対象者数が少ないため個人情報保護の観点から金額の明示を省略する」の表記を行い省略することができる。(支払額が高額な場合は省略不可)

上記に関連して、法人税法の申告をしているNPO法人においては役員に対する人件費が損益(経費)になるかどうか問題となる。法人税法においては、役員に対して支給する給与の額のうち、「定期同額給与」と「事前確定届出給与」に該当する金額についてのみ損金算入することができるため注意を要する。

今回、改正された会計基準の適用時期はNPO法人の任意のため、詳細は下記ホームページを参照

ください。http://www.npokaikeikijun.jp/

(みんなで使おう! NPO法人会計基準)

2. NPO法人「役員」の労務

前提として、会計基準と労務では「役員」の基準が異なる。また、「NPOだから」という特別な労務規定はなく一般企業も非営利法人も区別はない。

① NPO法人では登記簿に記載された理事が、代表権を有する理事とされ、他の理事とは扱いが異なる。代表権のある役員は「労基法」「労災」「雇用保険」から対象外となる。社会保険(健保、厚生年金)は報酬がある限り加入。

② 「労災」には代表権のある役員に対して特別加入もあり、保障を受けることは可能である。ただし「雇用保険」に関する適用がないため、法人としてこれらを加味した配慮があると良い。

③ 代表権を有しない理事が労働者的要素の強い場合は、労働者とみなされる。

3. NPO有償ボランティアの定義

職員と同じ業務を「有償ボランティア」で行ってはならない。あくまでも本人の意思決定の下で行う業務を範囲とすべきである。

■貸借対照表の公告に伴う定款変更

平成28年改正NPO法により、法務局での資産の総額変更登記は平成30年10月1日から不要となる代わりに、毎年貸借対照表の公告義務が課せられる。

貸借対照表の公告方法について、下記のいずれかの方法を選択、定款に公告方法の明記が必要のため、社員総会での決議の上、定款変更を所轄庁への届け出を行う。

- ①官報に掲載して行う
- ②日刊新聞紙に掲載して行う
- ③電子公告(NPO法人が運営するホームページや内閣府NPO法人ポータルサイトの法人入力情報欄に掲載して行う)
- ④法人の主たる事務所の掲示板(公衆の見やすい場所)に1年以上継続して掲示して行う

<定款変更届出について>

- ①総会直前の理事会にて定款変更の承認を得る
- ②総会議案に「定款変更の件」を明記し総会で議決
- ③所轄庁へ定款変更届出書1通、総会議事録の写し1通、変更後の定款2部※施行日を附則に記載

..*☆..*☆* *:*°.. ☆..*☆*:*..*☆..*

新会員紹介

ご入会ありがとうございます

【準/個人】 坂野充様(NPO法人JAE代表理事)

°☆*:*..*☆..*☆*:*..*☆*°:°.. ☆*:*..*

サポちた インフォメーション

会員さんなどから集まる情報をお知らせします。お気軽に情報をお寄せ下さい。

◇◇ 助成金 ◇◇

第30回 地域福祉を支援する「わかば基金」

〈受付〉2018年3月30日(金)必着
〈部門〉①支援金(上限100万円高齢者・障害者・生活困窮者等の生活支援サービスの提供、②リサイクルパソコン
〈申込問合せ〉NHK厚生文化事業団「わかば基金」係
☎03-3476-5955 Email:info@npwo.or.jp

第16回 ドコモ 市民活動団体助成事業

〈受付〉2018年3月31日(土)必着
〈部門〉①子どもの健全な育成支援、②経済的困難を抱える子どもの支援(①②とも上限100万円)
〈申込問合せ〉(N)モバイル・コミュニケーション・ファンド事務局
☎03-3509-7651 <http://www.mcfund.or.jp>

◇◇ 会 員 ◇◇

■あかり講演会

～介護の贈り物 交流・傾聴・支え合い～

認知症の義母を介護し看取りの経験をされた傾聴ボランティア「とよあけ」代表の小菅もと子さんによる講演会
〈日時〉2018年3月11日(日) 10時～12時
〈会場〉波の音こども園ホール(常滑市塩田町1-155)
〈参加費〉無料
〈問合せ〉(N)あかり ☎0569-35-4189

■SmileyDream新拠点で活動開始!

名鉄知多武豊駅近くの拠点から武豊高校近くの一軒家に移転。「おばあちゃんちに来たみたい」とゆったりくつろぐことができるスペースに、どなたでも気軽にお立ち寄りください。

〈新住所〉〒470-2362 武豊町六貫山3-84
〈駐車場〉拠点併設で車6台分あり
〈問合せ〉(N)SmileyDream ☎090-6090-5250(櫻井)

■チャレンジド スタッフ募集

チャレンジドはアットホームな組織です。お気軽にご連絡ください。
〈内容〉居宅支援、放課後等デイサービス
〈勤務〉常勤もしくは嘱託・バイト等の時間帯は応相談
〈面接〉随時相談可
〈場所〉美浜町奥田儀路272 (知多奥田駅すぐ)
〈問合せ〉(N)チャレンジド ☎0569-87-6727
Email:npochallenged@y2.dion.ne.jp

◇◇ サポートちた ◇◇

■介護職員初任者研修 通信課程 受講生募集

〈通信課程〉自宅学習とスクーリング(土日17日間)
〈日程〉5月13日(日)～8月19日(日)修了試験・修了式
〈スクーリング会場〉知多市市民活動センター
〈受講料〉70,000円(テキスト代・実習費込。税別)
〈申込締切〉4月27日(金) 担当:関、山森

■ベティ基金 募集案内

障がい児者への支援等を行う団体を応援するため、自主活動に必要な費用を助成。2018年5月助成を希望する場合、利用申請書提出〆切は4月15日迄。 担当:江端

■セカンドハーベスト名古屋からのお願い

「Ready for」目標金額100万円へチャレンジ中!
4月9日(月)迄に目標金額達成で成立します。今よりも広い倉庫に引っ越すことで食品を適切に保管し、より多くの生活に困っている人へ食品を届けることができます。皆様のご協力、応援の程、宜しくお願いします。

フードバンクとは、まだ食べられるのに捨てられてしまう食べ物のこと。知多地域では2013年9月常滑市社協を拠点に「食」でつながる地域づくりを目指して活動がスタートしています。 担当:市野



「SUPPORT NEWS」発行月変更のお知らせ

これまで年6回奇数月に発行してまいりましたが2018年度からは、4月、7月、10月、1月の年4回の発行になりますので、ご了承ください。(市野)



特定非営利活動法人
CFSC 地域福祉サポートちた

478-0047 知多市緑町12-1
知多市市民活動センター1階

Tel 0562 (33) 1631
Fax 0562 (33) 1743